

## 海老名市条件付一般競争入札の参加条件等に関する事務取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の適正な実施を確保するため、海老名市条件付一般競争入札等事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）第18条の規定に基づき、一般競争入札の参加条件等の決定に関し必要な事項を定める。

### (発注区分)

第2条 市長は、入札を次表の区分により発注する。

発注区分	参加対象事業者
第1区分	第1区域の事業者
第2区分	上記区域及び第2区域の事業者
第3区分	上記区域及び第3区域の事業者
第4区分	上記区域及び第4区域の事業者
備考 この表において「区域の事業者」とは、別表第1のとおりとする。	

### (発注区分の設定)

第3条 発注区分は、別表第2に定めるとおり、設計金額に応じ設定する。ただし、対象者（取扱要領第3条第1号に掲げる競争入札参加資格者名簿へ登載された者のうち、入札案件ごとに別に定める入札参加条件を満たす者をいう。）が、次表に定める対象者数に満たない場合には、対象者数が確保できる発注区分を設定するものとする。

発注区分	対象者数	備考
第1区分	5者以上	設計金額150万円以下（工事は300万円以下）の案件の場合は、対象者数を3者以上と読み替える。
第2区分	7者以上	
第3区分	10者以上	
第4区分	—	

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる入札については、発注区分を海老名市入札・契約制度検討委員会の意見を聴き、定めることができる。

- (1) 市議会の議決を必要とする契約に係る入札
- (2) 特定建設工事共同企業体を結成して行う契約に係る入札
- (3) その他市長が必要と認める入札

### (発注区分の拡大)

第4条 過去に実施した入札と契約目的及び履行内容の大部分が同じ入札を執行する場

合、前回の入札の落札者が属する発注区分が別表第2に規定する設計金額に応じた発注区分以外の場合は、当該落札者が属する区分に拡大して行う。

2 前項の規定にかかわらず、特殊工法ほか高度な技術力が必要な工事等を施工する場合及び競争の確保が見込まれない場合で、市長が必要と認めるときは、発注区分を拡大することができる。

(手持件数による参加制限)

第5条 市長は、入札の参加条件を定める場合において、手持件数（開札の日から市が工事の完成又は業務の完了を確認した日までの間にある契約の件数をいう。）の上限数を定め、工事等の品質の確保等適正な入札執行に必要である場合に限り、その上限を超える者の入札参加を制限する条件を定めることができる。

(落札件数による落札制限)

第6条 市長は、工事等の品質の確保等に必要である場合は、入札執行にあたり落札件数を制限する条件を定めることができる。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

《平成23年12月20日制定》

《平成25年4月1日一部改正》

《平成25年7月10日一部改正》

《平成26年4月1日一部改正》

《平成28年4月1日一部改正》

《平成28年4月19日一部改正》

別表第1（第2条関係）

区域の事業者

第1区域の事業者	本店所在地が本市内にあり、市の入札契約に関する代理人（以下「受任者」という。）を市外に設けていない登録業者（本市内における実質的な営業実態がある場合に限る。）
第2区域の事業者	本店所在地が市外にあり、本市内に受任者を設けている登録業者（本市内における実質的な営業実態がある場合に限る。）
第3区域の事業者	本店所在地が座間市、綾瀬市、寒川町、大和市、厚木市、伊勢原市、秦野市、愛川町、清川村にあり、受任者を本市内に設けていない登録業者及び第1区域又は第2区域に該当しない官公需適格組合である登録業者
第4区域の事業者	第1区域から第3区域までに該当しない登録業者

区域の事業者に関する特記事項

- 1 新たに海老名市内に本店を設けて、競争入札参加資格認定を受けた事業者  
海老名市に本店を開業して1年以上経過していることを要件として第1区域の事業者とし、要件を満たすまでの期間は第2区域の事業者とする。
- 2 新たに海老名市内に受任者を設けて、競争入札参加資格認定を受けた事業者  
海老名市に受任者を開設して1年以上経過していることを要件として第2区域の事業者とし、要件を満たすまでの期間は第3区域の事業者とする。

別表第2（第3条関係）

設計金額による発注区分

【工事（土木一式）】

発注区分	設計金額	経営事項審査総合評定値 (該当工種)	その他
第1区分	1千万円未満	700点未満	
	1千万円以上 4千万円未満	—	
	4千万円以上 6千万円未満	550点以上	
	6千万円以上 1億円未満	650点以上	
	1億円以上 1億3千万円未満	700点以上	
第2区分	1億3千万円以上 1億5千万円未満	700点以上	
第3区分	1億5千万円以上 2億円未満	800点以上	
第4区分	2億円以上	900点以上	

【工事（土木一式以外）及び製造の請負】

発注区分	設計金額	経営事項審査総合評定値 (該当工種)	その他
第1区分	4千万円未満	—	
	4千万円以上 6千万円未満	500点以上	
第2区分	6千万円以上 1億円未満	700点以上	
第3区分	1億円以上 1億5千万円未満	700点以上	
第4区分	1億5千万円以上 2億円未満	800点以上	
	2億円以上	900点以上	

【コンサル・一般委託・物品】

発注区分	設計金額
第1区分	2千万円未満
第2区分	2千万円以上 3千万円未満
第3区分	3千万円以上 4千万円未満
第4区分	4千万円以上